

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	美幌町予防接種関連事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美幌町は、予防接種に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の方後に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、業務処理委託契約に個人情報の保護及び取扱いに関する事項を規定している。

評価実施機関名

美幌町長

公表日

令和6年7月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の概要	<p>予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を用いる以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種法による予防接種実施に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による、新型インフルエンザの予防接種実施に関する事務 ③予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施の指示に関する事務 ④予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施に必要な協力に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑥給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑦給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑧実費の徴収に関する事務</p>
③システムの名称	健康管理システム、住民記録システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル、住民基本台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第10条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ③番号法第19条6号(委託先への提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、115の2項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、115の2項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) 12条の2、12条の2の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 12条の2、12条の3、13条、13条の2、第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美幌町福祉部保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②	健康推進主幹 佐藤 和恵	健康推進主幹 武田 孝司	事後	人事異動
令和1年6月28日	基礎項目評価書全体		新様式への変更	事前	
令和1年6月28日	I-5-②	健康推進主幹 武田 孝司	健康推進主幹	事前	
令和1年6月28日	II-1及2	平成26年10月31日時点	令和1年6月28日時点	事前	
令和3年6月25日	I-1-②	<p>・予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、美幌町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等を行う。</p> <p>・番号法においては、別表第一に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p>	<p>予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種法による予防接種実施に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による、新型インフルエンザの予防接種実施に関する事務 ③予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施の指示に関する事務 ④予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施に必要な協力に関する事務 ⑤給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑥給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑦実費の徴収に関する事務</p>	事前	情報提供ネットワークシステムの令和3年6月データ標準レイアウトの改定により、新たに特定個人情報88番(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加されたため
令和3年6月25日	I-3	番号法第9条第1項及び別表第一第10項	<p>①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第10条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2</p>	事前	情報提供ネットワークシステムの令和3年6月データ標準レイアウトの改定により、新たに特定個人情報88番(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加されたため
令和3年6月25日	I-4-②	<p>番号法第19条第7号及び別表第二</p> <p>[情報照会] 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種関連事務」に関わる項(17、18、19)</p> <p>[情報提供] なし</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2、16の3、115の2項 (別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、115の2項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠)12条の2、12条の2の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠)12条の2、12条の3、13条、13条の2、第59条の2</p>	事前	情報提供ネットワークシステムの令和3年6月データ標準レイアウトの改定により、新たに特定個人情報88番(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加されたため
令和3年6月25日	I-5-①及び②	<p>①美幌町民生部保健福祉グループ ②健康推進主幹</p>	<p>①美幌町福祉部保健福祉課 ②保健福祉課長</p>	事後	機構見直しによる名称変更
令和3年6月25日	I-7	美幌町(総務部総務グループ) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111	美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111	事後	機構見直しによる名称変更
令和3年6月25日	I-8	美幌町(総務部総務グループ) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111	美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111	事後	機構見直しによる名称変更
令和3年6月25日	II-1及2	令和1年6月28日時点	令和3年6月25日時点	事前	
令和4年7月21日	I-1-②	<p>予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種法による予防接種実施に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による、新型インフルエンザの予防接種実施に関する事務 ③予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施の指示に関する事務 ④予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施に必要な協力に関する事務 ⑤給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑥給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑦実費の徴収に関する事務</p>	<p>予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種法による予防接種実施に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による、新型インフルエンザの予防接種実施に関する事務 ③予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施の指示に関する事務 ④予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施に必要な協力に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し他市区町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(電子交付含む)の交付を行う。 ⑥給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑦給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑧実費の徴収に関する事務</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種において、ワクチン接種記録システムを使用しての記録の登録・管理・照会及び接種証明書の交付(電子交付含む)を実施することとなったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	I-1-③	健康管理システム、住民記録システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	健康管理システム、住民記録システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種管理システム(VRS)	事後	”
令和4年7月21日	I-3	①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第10条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第10条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ③番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報適用・紹介のみ)	事後	”
令和4年7月21日	I-4-②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法改正
令和4年7月21日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年6月25日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和4年7月21日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年6月25日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和5年7月21日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和5年6月30日時点	事後	
令和5年7月21日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和5年6月30日時点	事後	
令和6年7月19日	I-1-②	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①予防接種法による予防接種実施に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による、新型インフルエンザの予防接種実施に関する事務 ③予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施の指示に関する事務 ④予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施に必要な協力に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し他市区町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑥給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑦給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑧実費の徴収に関する事務	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①予防接種法による予防接種実施に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による、新型インフルエンザの予防接種実施に関する事務 ③予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施の指示に関する事務 ④予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の実施に必要な協力に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る事務 ・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑥給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑦給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑧実費の徴収に関する事務	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種において、ワクチン接種記録システムを使用しての記録の登録・管理・照会事務が終了したため。
令和6年7月19日	I-3	①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第10条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ③番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報適用・紹介のみ) ④番号法第19条6号(委託先への提供)	①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第10条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ③番号法第19条6号(委託先への提供)	事後	”
令和6年7月19日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和6年7月19日時点	事後	
令和6年7月19日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和6年7月19日時点	事後	